

協議第 8 3 号

「交通関係事業の取扱い」の具体的調整内容について、次のとおり提案する。

平成 1 7 年 1 1 月 2 日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太

協定項目	交通関係事業の取扱い
調整内容	コミュニティバス運行事業は、合併までに住民の利便性の均衡を図るよう事業内容の調整を行い、新町での運行を目標とする。 (平成 1 6 年 1 2 月 2 4 日 第 6 回協議会確認済)
具体的調整内容	コミュニティバス運行事業は、新町全域での運行とする。

協議第 8 4 号

「使用料・手数料の取扱い」の具体的調整内容について、次のとおり提案する。

平成 1 7 年 1 1 月 2 日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太

協定項目	使用料・手数料の取扱い
調整内容	<p>1 窓口業務関係手数料は、住民の一体性の確保及び負担公平の原則により、合併までに調整し、新町において定める。</p> <p>2 施設使用料は、施設の内容、建設年次等が異なり、また、その使用料が地域に定着していることを考慮し、合併時においては現行のとおりとする。</p> <p>ただし、新町における住民の一体性の確保及び負担公平の原則により、適正な料金のあり方等については、新町において検討する。</p> <p>3 占用料は、合併までに調整し、新町において定める。</p> <p>(平成 1 6 年 1 2 月 7 日 第 4 回協議会確認済)</p>
具体的調整内容	<p>窓口業務関係手数料は、別紙のとおりとする。</p> <p>各施設における施設使用料は、現行のとおりとし、加算規定及び減免規定は、別紙のとおりとする。</p> <p>公民館の体育用具等貸出料は、西有田町の例による。</p> <p>道路、公有水面及び法定外公共物の占用料は、道路法基準と同種同額とする。</p> <p>産物採取料は、廃止する。</p>

協議第 8 5 号

「指定金融機関の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成 1 7 年 1 1 月 2 日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太

「指定金融機関の取扱い」について
新町の指定金融機関は、佐賀銀行とする。

協議第 8 6 号

「事務組織及び機構の取扱い」の具体的調整内容について、次のとおり提案する。

平成 1 7 年 1 1 月 2 日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太

事務組織及び機構の取扱い

<p>議会事務局の位置は、有田町庁舎（現在の西有田町役場）に置き、議会の開催は、有田町庁舎及び有田町東庁舎（現在の有田町役場）において、交互の開催とする。</p>

<p>なお、最初の開催は、有田町庁舎とする。</p>

協議第 8 7 号

「地方税の取扱い」の具体的調整内容について、次のとおり提案する。

平成 1 7 年 1 1 月 2 日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太

協定項目	地方税の取扱い
調整内容	<p>1 法人町民税は、新町における健全財政の確保から、有田町の例による。ただし、合併する年度及びこれに続く 3 年度間で段階的に調整する。</p> <p>2 都市計画税は、合併までに調整する。</p> <p>3 納税貯蓄組合は、合併後速やかに調整する。</p> <p>4 前納報奨金制度は、有田町の例による。</p> <p>5 その他 2 町で差異のない税制については、現行のとおりとし、納期については合併までに調整する。</p> <p>(平成 1 6 年 1 1 月 2 2 日 第 2 回協議会確認済)</p>
具体的調整内容	<p>個人町民税の特別徴収の納期及び普通徴収の納期の特例は、現行のとおりとし、普通徴収の納期は、地方税法のとおりとする。</p> <p>法人町民税の税率調整は、別紙のとおりとする。</p> <p>固定資産税の納期は、地方税法のとおりとする。また、納期の特例は、現行のとおりとする。</p> <p>軽自動車税の納期は、有田町の例による。</p> <p>都市計画税は、廃止する。</p>

協議第 6 7 号

「農林事業の取扱い」の具体的調整内容について、次のとおり提案する。

平成 1 7 年 1 1 月 2 日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太

協定項目	農林事業の取扱い
調整内容	<p>1 有害鳥獣対策事業は、合併までに調整し、新町において定める。</p> <p>2 農道及び農業用排水施設整備事業補助金は、西有田町の例を基本に、合併までに調整し、新町において定める。</p> <p>3 土地改良事業分担金、県営土地改良事業負担金及び林業事業分担金は、西有田町の例を基本に合併までに調整し、新町において定める。</p> <p>(平成 1 6 年 1 1 月 2 2 日 第 2 回協議会確認済)</p>
具体的調整内容	<p>有害鳥獣対策事業における捕獲檻及びくくりわな購入費の差額分については、西有田町の例による。</p> <p>農道及び農業用排水施設整備事業補助金は、西有田町の例による。</p> <p>土地改良事業分担金及び林業事業分担金は、西有田町の例を基本とする。</p> <p>県営土地改良事業負担金に係る分担金は、西有田町の例による。</p>

第 1 2 回協議会 (平成 1 7 年 7 月 1 2 日) 継続協議

協議第 6 8 号

「建設関係事業の取扱い」の具体的調整内容について、次のとおり提案する。

平成 1 7 年 1 1 月 2 日

西松浦地区合併協議会
会 長 岩 永 正 太

協定項目	建設関係事業の取扱い
調整内容	<p>1 道路整備原材料支給制度は、合併までに調整し、新町において定める。</p> <p>2 急傾斜地崩壊防止（対策）事業の受益者負担金は、合併までに調整し、新町において定める。</p> <p>（平成 1 6 年 1 2 月 7 日 第 4 回協議会確認済）</p>
具体的調整内容	<p>道路整備原材料支給制度は、町道を除くすべての道路を対象に、新たな補助制度を創設する。町道の補修等は、すべて町で行う。</p> <p>急傾斜地崩壊防止（対策）事業における受益者負担金は、対策事業（10 戸以上）は事業費の 5 % とし、防止事業（5 戸以上）は事業費の 2 5 % とする。</p>

第 1 2 回協議会（平成 1 7 年 7 月 1 2 日）継続協議